

# 「育児・障害・エイジレスのマッチングWEBサイト」 運用制度要綱及び利用規定

一般社団法人日本雇用環境整備機構

(目的)

**第1条** 本制度は、本機構が育児・障害・エイジレス(満 35 歳以上)の採用を積極的に推進する企業の募集要項を、育児・障害・エイジレスであることが壁となり就業が困難な対象者に周知することで、「労働を希望する育児・障害・エイジレス」と「育児・障害・エイジレスを採用したい企業」とのマッチングを円滑に行うための情報を提供することを目的とする。同時に育児・障害・エイジレスの雇用に積極的に取り組んでいる優良な企業の情報を国民に広く周知するとともに、育児・障害・エイジレスが就業するうえで困難とされる「育児・障害・エイジレスの雇用環境が整備されている会社」の発掘・検索を容易にすることで、育児・障害・エイジレスの雇用促進及び雇用環境整備の普及促進の一環として運用することを目的とする。

## 設立趣意書

近年の雇用情勢は不況の影響を受け就職難に一層拍車がかかる傾向にあり、かつ、労働者意識は個々人のワークスタイルの多面化の傾向が顕著な時代となってきている。一方でこのような傾向は、雇用主側の活発な採用を妨げる要因に拍車をかけつつあり、もとより、出産後の育児中女性の社会復帰を望む動向、障がい者雇用問題、エイジレス(高齢者)雇用を国内促進すべきであることは、雇用者並びに使用者に課せられた責務であり国民の格差解消・公平な労働機会を保護する見地からも等閑視できないところである。

しかるに、近時の就業難により、社会的不安をかもしている状況に鑑み、労働基準法及び労働者派遣法が改正され雇用促進の強化が図られる一方で、育児・障がい・エイジレスへの推進は決して十分なものとは言えず、将来的に育児・障がい・エイジレス対象者となる若い世代においてもその不安は増大しつつある。

このような事態に対応し、育児・障がい・エイジレス対象者の雇用促進のための支援と事業主においてのこれらの適正な雇用環境の整備の推進を目的に、対象者への各種研修及び講習会を行なうとともに、雇用者並びに使用者への育児・障がい・エイジレス対象者の公平な雇用機会促進のための意識啓発と適正な雇用に向けての普及啓発並びに適正な雇用のための専門知識を有する管理者の育成・養成を行うこととした。今後、国民に対し、常時その時代の雇用スタイル及びワークライフバランスについての新しい知識と情報を提供し、その社会的立場を保護し、育児・障がい・エイジレス対象者の雇用の信頼性と促進性を高めるために、全国的規模の機関を設立して雇用者への意識向上と適正な就業を可能とする労働者を育成し、及び掌握を公益的に支援することが急務となった。

このため、一般社団法人日本雇用環境整備機構を設立し、研修・講習の業務を実施するとともに、育児・障がい・エイジレス対象者の指導、教育及び養成、雇用主への育児・障がい・エイジレスに関する適正な雇用環境整備を促進する管理者の養成、調査業務、公平なる雇用機会の推進及び採用に関する施策の調査、研究、普及並びに関係官庁、関係諸団体との連絡、協調を行なおうとするものである。

一般社団法人日本雇用環境整備機構

(制度の名称)

**第2条** 本制度は、「育児・障害・エイジレスのマッチングWEBサイト」と称する。

(用語の定義)

**第3条** 本制度並びに利用規定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 本機構 一般社団法人日本雇用環境整備機構をいう。
- 二 本システム 育児・障害・エイジレスのマッチングWEBサイトをいう。
- 三 育児者 原則満 12 歳未満の子を育てる者をいうが、広義の意味では子を育てる親をいう。
- 四 障害者 身体又は精神等に障害のある者をいう。広義の意味では障害者手帳の有無を問わず、健常者と同等の社会生活を営むにあたって支障のある者をいう。
- 五 エイジレス 高齢者を限定している場合もあるが、原則満 35 歳以上の者をいう。
- 六 加盟員 本機構の情報交流制度の法人加盟員、個人加盟員をいう。
- 七 管理者 本システムを運営管理する本機構をいう。
- 八 著作権者 本システムを製作開発する著作権を有する本機構をいう。
- 九 利用者 本システムを利用して育児・障害・エイジレスの人材採用又は雇用促進を検討する雇用主、及び求職している育児・障害・エイジレス当事者をいう。

- 十 提供 本システムの利用を許可された又は利用のための ID とパスワードの提供を受ける申請を行うこと又は受けたことをいう。
- 十一 交付者 本システムの利用のための ID とパスワードの交付を申請者に行う本機構をいう。

(本制度の対象者)

**第 4 条** 本制度の利用対象者は以下の者であれば制限は設けない。

- (1) 職場の雇用環境整備に努める企業・団体等で育児・障害・エイジレス対象者を含む雇用・採用を考えている組織
- (2) 育児・障害・エイジレス対象者で就労を希望する求職者
- (3) 上記以外で本制度の趣旨に賛同し雇用環境整備の普及啓発に努める者(または社)又は普及啓発のために利用しようとする者(または社)で、本機構より利用許可を受けた者(または社)

(育児・障害・エイジレスマッチングWEBサイトの作成)

**第 5 条** 育児・障害・エイジレスマッチングWEBサイトのインターネットを通じたシステム(以下、「本システム」という)の運用及び管理は、本機構が行う。

- 2 本システムの著作権は本機構にて所有する。
- 3 本システムの使用、利用、運用については前項著作権者の定めに準じるものとする。

(本システムの提供)

**第 6 条** 本システムは本機構のホームページに公開し、インターネットを通じて求職者及び求人企業等は利用することができる。利用を希望する求人企業等は本機構より利用のための ID とパスワードの提供を受けるものとする。但し、求職中の育児・障害・エイジレス対象者は ID とパスワードの提供を受けずにインターネットを通じて情報の提供を受けることができる。

(本システムの規格)

**第 7 条** 本システムの規格は別記による。

(本システムの提供の対象となる者)

**第 8 条** 本システムの提供の対象となる者は、第 4 条において本制度の対象とした者のうち、以下の者とする。

- (1) 育児・障害・エイジレスの採用を検討し求人募集を掲載したい企業・団体等関係者(以下、「企業等」という)
- (2) 育児・障害・エイジレスの採用を検討している企業情報を必要としている求職中の対象者
- (3) 上記以外で本制度の趣旨に賛同し育児・障害・エイジレスの雇用環境整備の普及啓発に努める者又は普及啓発のために利用しようとする者

(本システムのパスワードの申請者)

**第 9 条** 本システムの利用に際し、求人募集を掲載したい企業等は ID とパスワードの提供の申請をインターネットの所定の手続きにより本機構事務局へ行う。申請者は、前条の意思を有する者又は意思を有する者より指示を受けて取得手続きを行う者とし、提供を受けたものは本機構から許可された関係者以外の者へ ID とパスワードを漏らしてはならない。

- 2 関係者とは同組織内で就労する役員及び社員等を指す。但し、これら関係者が退社等により本システムを利用しなくなった場合、企業等はこの者より漏れないように努めるものとする。

(本システムのパスワードの交付者)

**第 10 条** 本システムの利用のためのパスワード等の提供の交付者は本機構とする。第 8 条(1)または(3)の対象である企業等からの申請又は利用行為があった場合には原則これを拒まないものとし、ID とパスワードを提供しなければならない。但し、申請のあった企業等が本システムを利用することが育児・障害・エイジレスの雇用において適切ではないと判断した場合には利用及びパスワード等の交付を拒むことができる。

(本システムの利用)

**第 11 条** 本機構は、ホームページより本システムの利用ができるようにしなければならない。

(本システムの提供及び利用に係る費用負担)

**第 12 条** 本機構は本システムの提供を無償で行い、利用者に係る費用の負担を求めることはしないものとする。  
2 利用者は、本システムを無断で貸与・営利目的での使用・本システムに係る金銭授受行為を行ってはならない。

(本システムのパソコン等からの利用方法)

**第 13 条** 本システムの利用方法は本機構のホームページ等にて公開するものとする。なお、メンテナンス等で

- 一時的に利用が不可能な場合においては、本機構は早急な復旧に努めるものとする。
- 2 本システムの利用に際して機器に不具合等が発生した場合において本機構はその責を一切負わないものとする。

(本システムの有効期間)

- 第14条** 本システムの有効期間は、原則として定めない。但し、運用管理者又は著作権者の意向により本システムの利用に関し提供することが困難な状況が発生した場合は、これをもって有効期間満了とする。
- 2 運用管理者又は著作権者の意向により ID 又はパスワードが変更された場合は、その旨の周知と新たな ID 又はパスワードを利用申請者に通知しなければならない。

(本システムの周知協力)

- 第15条** 本システムを利用する企業等は各自の所有するホームページ（トップ画面推奨）に、本システムを求職中の育児・障害・エイジレス対象者へ周知するため所定のバナーの掲載をしなければならない。
- 2 本システムの提供を受けた者は、各自の所有するホームページ等でバナー以外にも本機構の有する本システムの紹介及びリンク等を行うことができる。また、印刷物等に掲載することができるものとする。この場合には本機構へ事前に掲載の目的及び周知方法等を報告するものとする。

(本システムの利用パソコン)

- 第16条** 本システムの提供を受けた利用者は、原則として自身の所有するパソコン又は職場内パソコンにて利用することができる。

(報告及び調査)

- 第17条** 本機構は、利用者に関して必要があると認めるときは、報告又は資料の提出を求めることができる。

(提供の取消し及び使用の禁止)

- 第18条** 本機構は、利用者又は求人募集を掲載した企業等が、次のいずれかに該当する場合には、その利用を禁止又は提供の取り消しを命ずることができる。利用者又は提供を受けた者は本機構より指示を受けた場合には使用を禁止又は提供を受けた ID とパスワードを抹消しなければならない。
- (1) 本システムを利用して金銭授受行為を行った場合。
  - (2) 利用者の会社等のホームページに所定のバナー掲載がされていないことが判明した場合。
  - (3) 偽りその他不正な手段により提供を受けたことが判明した場合。
  - (4) 本機構への報告なく本システムを貸与・営利目的に使用した・本機構から許可された関係者以外の者に利用させた・改ざん又は改変を行った場合。
  - (5) 求人募集を行っていないにもかかわらず、採用を連想させる募集広告を掲載した、又は掲載内容に虚偽等があると判明した場合。
  - (6) 就業の意思がないにもかかわらず、掲載企業に対して応募等を悪意をもって繰り返す等の迷惑行為を行った求職者と判明した場合。
  - (7) 正当な理由が無く、本制度要綱、利用規定に反した行為をした場合。
  - (8) 本システムの利用等にあって不誠実な行為を行った場合。

(守秘義務)

- 第19条** 本機構及び関係した者は、その行為上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。但し、当該関係者の了解を得た場合を除く。

(罰則及び免責事項)

- 第20条** 本システムの利用者及び周知を行うものはその利用において本制度並びに利用規定に反した行為をした場合は関係法令等に基づき罰せられる場合がある。
- 2 本システムを改変又は無断で貸与・使用した者は、著作権者より関係法令に基づき罰せられる場合がある。
  - 3 本システムの利用後に発生した問題事項に関して、本機構は一切の責任を負わないものとする。
  - 4 無償にて提供される趣旨のプログラムにつき、将来にわたってのバージョンアップの保証や動作確認保証及び予期せぬ不具合に対して、本機構は一切の責任を負わないものとする。

(本制度の終了)

- 第21条** 本制度は本機構の判断により終了することができる。その際は30日の期間をもって予め本機構のホームページ等にて告知しなければならない。

(本制度の改訂)

- 第22条** 本制度は本機構の判断により改訂することができる。その際は本機構の理事長の承認をもって本機構のホームページ等にて改定内容を告知しなければならない。

(了解事項)

**第23条** 本システムを利用する者は、以下の時点をもって本制度要綱及び利用規定に同意したものとみなす。

- (1) 本システムを利用したい企業等は利用のための ID 及びパスワードの申請を行った時点で本制度要綱及び利用規定に同意したものとみなす。
- (2) 求職者及び企業情報の提供を受けようとする者は、本機構のホームページを通じて利用を開始した時点をもって本制度要綱及び利用規定に同意したものとみなす。
- (3) 別紙の利用規定詳細も利用規定の付則として同意したものとみなす。求人企業は別紙①、求職者は別紙②のそれぞれの利用規定詳細に準ずるものとする。

附則

- 1 本制度は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 本利用規定は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

# 別紙①

## 利用規定詳細

### 【育児・障害・エイジレス対象者の採用を検討していて、求人募集を掲載希望の企業等】

#### (利用申請)

第1項 求人募集の掲載を希望する企業等は、本システムの利用のためのIDとパスワードを本機構に申請しなければならない。申請にあたり企業情報の提出及び本制度要綱及び利用規定の同意をすることが必要になる。

#### (パスワード等の交付)

第2項 前項により申請があった場合、本機構は提出された企業情報を審査のうえ、IDとパスワード等を発行し交付するものとする。但し、申請のあった企業等が本システムを利用することが育児・障害・エイジレスの雇用において適切ではないと判断した場合には利用及びパスワード等の交付を拒むことができ、申請者はこれに異議申し立てはしないものとする。

#### (求人募集の作成)

第3項 IDとパスワード等の提供を受けた企業等は、インターネットを通じて本システムを利用することができる。本機構のホームページを経由して本システムへID及びパスワードを用いることで利用可能となる。

- (1) 掲載したい求人募集記事は利用者が作成する。入力フォームに従い必要事項を明記することで自動的に掲載が開始される。
- (2) 実際に求人を行っていないにも関わらず、求人を行っていると思わせる偽りの記事は掲載してはならない。
- (3) 掲載内容に偽りの情報、誇大表現、不確定事項であるにもかかわらず確定を想起させる記載等はしてはならない。また、求職者に事前に知らせるべき重大な事項をあえて公表しない等はしてはならない。
- (4) 職業安定法、労働基準法並びに関係法令に基づき不適切な表現・記載はしてはならない。
- (5) 記載された内容及びそのことにより発生した事由に関して一切の責任は利用者が負うものとする。

#### (求人記事の確認)

第4項 本機構は掲載された記事並びに内容に不適切な表現又は掲載が不適切と判断される記事が発覚したときは、掲載記事を削除することができる。

- (1) 本機構は不適切と判断した場合は、利用者に事前に許可を取らずとも記事の削除等を行うことができる。
- (2) 本機構は利用者に記載内容の確認等を行う事ができ、利用者とは相談のうえ、適切と判断される表現・記載への改訂を求めることができる。
- (3) 不適切と判断される記事掲載が繰り返し行われる、又は本機構に迷惑行為となる利用行為を繰り返す企業等には以後の利用を禁止することがある。

#### (掲載期間)

第5項 求人募集記事の掲載期間は利用者が定めることができる。但し、利用者は、求人募集の記事を掲載後に内定者が決定したり、求人自体の取り止め等で求人行為が終了した場合はすみやかに掲載中の記事は削除することとする。

#### (掲載数)

第6項 求人募集記事は一企業単位当たり10件(枠)までとする。但し、同一部署・同一業務など同じ内容の求人募集を複数で掲載することはできないものとする。また、本機構の情報交流制度の法人加盟員である企業等に限っては一企業単位当たり20件(枠)までとする。

#### (掲載表示)

第7項 求人募集記事の掲載は原則新着順又はランダムでの表示とする。但し、本機構の情報交流制度の法人加盟員である企業等に限っては上位掲載を優先する場合がある。

#### (求人への応募)

第8項 求人募集記事の閲覧者で応募を希望する者(以下、「応募者」という)との交渉・対応は利用者が行う。

- (1) 応募者は、本システムの指定の応募方法で応募する。
- (2) 応募者からの応募・問い合わせ等があった場合は、利用者(求人募集掲載者)は必ず適切な対応(書類提出や面接の指示など)を取るようしなければならない。応募者に対しては5営業日以内に連絡するように努めるものとする(合否の如何に関わらず必ず連絡はするものとする)。

(3) 本機構は応募者の有無、または応募者の情報に関して一切関知しないものとする。応募者との間に発生した問題事項に関しても、本機構は一切の責任を負わないものとする。

(費用負担等)

第9項 本システムの利用に際して費用負担は発生しない。また、採用の有無に際しても本機構が関与することはなく報酬等の類を利用者に請求することも一切ない。

(本システムの周知協力)

第 10 項 利用者は、本システムを利用する企業等は各自の所有するホームページ（トップ画面推奨）に、求職中の育児・障害・エイジレス対象者の雇用促進のため本システムを周知することを目的とした指定のバナーの設置に協力をしなければならない。

(了解事項)

第 11 項 本システムを利用する者は、本制度要綱及び利用規定並びに本利用規定詳細に同意したものとみなす。

## 別紙②

### 利用規定詳細

#### 【育児・障害・エイジレスの該当者で自身のような対象者の採用募集をしている企業をお探しの求職者】

##### (利用申請)

第1項 育児・障害・エイジレス(満 35 歳以上)の該当者で、自身のような対象者の採用募集をしている企業等をお探しの求職者(以下、「求職者」という)は、本システムを利用して求人情報の検索並びに応募の行為をすることができます。但し、本システムの利用にあたり本制度要綱及び利用規定の同意のうえ利用できるものとする。

##### (求人募集の検索)

第2項 求職者は、インターネットを通じて本システムを利用することができます。本機構のホームページを経由して本システムで求人情報の検索・閲覧が可能となる。

(1) 育児・障害・エイジレスのいずれに該当するのかが選択し、それぞれの対象者を求人募集している記事を開覧することができる。

(2) 育児・障害・エイジレスに限らず、原則閲覧は誰でも利用できる。

(3) 本機構は、記載された内容及びそのことにより発生した事由に関して一切の責任を負わないものとする。

##### (掲載期間)

第3項 求人募集記事の掲載期間は掲載者が定める。そのため、過去に掲載されていたとしても現状で求人募集記事が掲載されていない場合もあり、そのときは原則応募できないものとする。また、求人募集の記事が掲載されていたとしても、内定者が決定したり、求人自体の取り止め等で求人行為が終了した場合はすみやかに掲載中の記事は削除することとなっているが、削除行為と応募の時差で不具合が生ずることがある。

##### (掲載表示)

第4項 求人募集記事の掲載は原則新着順又はランダムでの表示とする。

(1) 本機構の育児・障害・エイジレス雇用の促進活動に賛同し、協賛している企業等を「情報交流制度の法人加盟員」と呼ぶが、これら特に雇用促進推進に努めていると判断でき本機構への貢献をしている企業等に限っては上位掲載を優先している場合がある。

(2) 雇用環境整備士が社内に設置されている企業は、職場環境の整備のための専門知識者及びその指導者が配置されているため、育児・障害・エイジレス対象者の労働環境向上に努めている企業の目安とされる。

※雇用環境整備士とは本機構が育成・養成・認定・登録している育児・障害・エイジレス雇用のために職場環境を整備できる知識を有すると認められる資格者をいう。

(3) 雇用環境整備適正事業者認定を取得している企業は、雇用環境整備士が設置され且つ、社内全体で育児・障害・エイジレスの雇用環境整備に努めていると判断できる企業の目安とされる。

※雇用環境整備適正事業者認定とは育児・障害・エイジレス雇用のために一定基準以上の職場環境の整備に努めている又はその意思を有している職場と本機構が認めた企業等をいう。

##### (求人への応募)

第5項 求人募集記事を開覧して応募を希望する者(以下、「応募者」という)は、本システムの指定の応募方法で応募する。

(1) 応募者は、直接求人企業の担当者へ連絡をすることもできる。

(2) 本機構は求人への応募、合否などに関して一切関知しないものとする。応募者と求人企業間に発生した問題事項に関しても、本機構は一切の責任を負わないものとする。

##### (費用負担等)

第6項 本システムの利用に際して費用負担は発生しない。また、採用の有無に際しても本機構が関与することはなく報酬等の類を利用者に請求することも一切ない。

##### (本システムの周知協力)

第7項 利用者は、求職中の育児・障害・エイジレス対象者の雇用促進のため本システムを広く周知することを目的として、SNS等で自身と同じく就労を希望する育児・障害・エイジレスのために本システムの存在を周知するための協力ができるだけ努めるものとする。また、本システム周知のためのバナーが用意されており、本機構へ申請すればデータの入手及びSNS等での利用もできる。

(不適切な掲載記事の報告)

第8項 利用者または応募者は、求人記事の内容に偽りの情報、誇大表現、不確定事項であるにもかかわらず確定を想起させる記載等があった場合は、本機構へ報告することができ、本機構は事実関係の調査のうえ掲載者に指導等行う場合がある。但し、記事内容によって生じた諸問題については本機構は一切関与しないものとする。

(了解事項)

第9項 本システムを利用する者は、本制度要綱及び利用規定並びに本利用規定詳細に同意したものとみなす。



別記(制度要綱及び利用規定第7条に基づく記載)

規格:

【動作確認】: OS の指定なし

【必要ソフト・対応ソフト】: インターネット・ブラウザ各種対応

※2016年1月時点でリリースされているもの

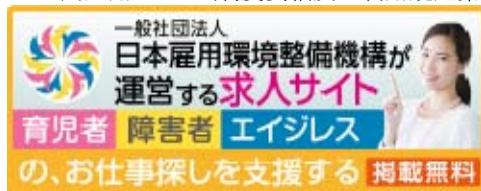
Internet Explorer9以降、Firefox47.0以降、Google Chrome51.0以降、safari5.1以降のブラウザのバージョンが適用範囲

(ご注意) 各種ブラウザからの表示については、正常に表示されるよう制作・確認作業を行っておりますが、上記以外のブラウザは動作確認外となります。また、今後新たにリリースされたバージョンについては順次対応します。なお、ブラウザ固有のバグに起因する表示ズレ等については、対応できない場合がございます。

#### 【利用方法】

- ・本機構のホームページ (<http://www.jee.or.jp>) より利用できる。
- ・育児・障害・エイジレス雇用の求人募集を掲載したい企業等は、IDとパスワードを本機構より受ける必要がある(費用負担なし)。
- ・育児・障害・エイジレスの該当者で、自身のような対象者の採用募集を積極的に行っている企業をお探しの求職者はホームページより自由に閲覧および応募することができる。

【本システムの周知用バナー(制度要綱及び利用規定第15条に基づく)】



バナーのリンク先 <http://www.jee-job.com>

#### 育児・障害・エイジレス マッチングWEBサイト・システム画面 (イメージ)



◎求人募集を出したい企業様はまずはIDとパスワードを取得してください。

◎お仕事をお探しの求職者は下記より育児・障害・エイジレス対象のお仕事を閲覧できます。

マッチングWEBサイトは下記よりご利用できます。

<http://www.jee-job.com>

## 【注意事項、必ずお読みください】

### 1. 求人募集を掲載したい企業等の方へ

ご利用のために配布される ID・パスワードは申請を受けた企業にのみお知らせしているものです。申請された会社関係者以外の者に ID・パスワードを漏洩なきよう、お取り扱いにご注意ください。

### 2. 利用者各位

本機構は求人募集記事に対する応募者の有無、求人への応募、可否などに関して一切関知しないものとします。求人記事に関して発生した諸問題並びに、応募者と求人企業の間で発生した問題事項等に関しても、本機構は一切の責任を負わないものとします。

### 3. その他

①ID とパスワードは一定期間経過をもって適宜変更されることがあります。

②本システムを営利目的での使用または本システムに係る金銭授受行為は行えません。

③本システムを利用する者は、本制度要綱及び利用規定並びに本利用規定詳細に同意したものとみなします。

④本システムの利用に際して機器に不具合等が発生した場合や本システムの利用後に発生した問題事項に関して、本機構は一切の責任を負いません。また、無償にて提供される趣旨のプログラムにつき、将来にわたってのバージョンアップの保証や動作確認保証及び予期せぬ不具合に対しても、本機構は一切の責任を負わないものとします。